

議会運営委員会会議録

令和元年5月23日(水)

(開 会) 9 : 2 9

(閉 会) 9 : 3 2

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- (1) 議会運営委員会の閉会中の継続審査事件について
- (2) 常任委員会の閉会中の継続審査事件について

○委員長

只今から、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び、「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件を一括議題といたします。議会運営委員会の閉会中の継続審査事件について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「議会運営委員会の閉会中の継続審査事件について」の資料をご覧ください。議会運営委員会の閉会中の継続審査事件につきましては、地方自治法第109条第3項の規定によりまして、所管事項であります「議会の運営について」、「議長の諮問について」、及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3項目を調査事件として付託を受けていただき、調査期間は、議員の任期満了までとしていただいております。

また、付託方法といたしましては、会議規則第105条の規定に基づきまして、委員長から議長に付託の申し出をしていただき、本日の本会議において、議会運営委員会の閉会中の継続審査事件 についてを急施事件として議事日程に追加を諮ったうえで、上程し、議長発議でお諮りしていただいておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議会運営委員会の閉会中の継続審査事件については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、常任委員会の閉会中の継続審査事件について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

各常任委員長から議長あてに委員会に関する所管事務を把握するため、「所管事務の調査について」を閉会中の継続審査として付託し、調査期間は次期定例会までとする旨の申し出がっております。つきましては、本会議において、申し出のとおり常任委員会の閉会中の継続審査事件についてを、議会運営委員会の閉会中の継続審査事件についての議決後に急施事件として議事日程に追加を諮ったうえで、上程し、議長発議でお諮りしていただいておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。常任委員会の閉会中の継続審査事件については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

本日の審査は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。